

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 4 号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提 出 者 飯塚市議会議員 吉 松 信 之

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

 " 藤 堂 彰

 " 田 中 武 春

 " 川 上 直 喜

 " 金 子 加 代

 " 赤 尾 嘉 則

 " 吉 田 健 一

 " 小 幡 俊 之

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が 2500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 5 号

非核三原則の堅持を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提 出 者 飯塚市議会議員 吉 松 信 之

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

 " 藤 堂 彰

 " 田 中 武 春

 " 川 上 直 喜

 " 金 子 加 代

 " 赤 尾 嘉 則

 " 吉 田 健 一

 " 小 幡 俊 之

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成 6 年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声があります。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願い続けてきた被爆地は、被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との切実な願いを受け継いできました。広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書（案）

自民党による「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」は、「国旗を大切に思う国民感情を保護する」ことを目的として、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する」とするものです。

同党は、国旗損壊行為として1987年と2008年に起きた2件を示していますが、「そのような事案の発生を将来に向かって抑止する」とするだけで、現在における事実を示していません。円滑な外交のための外国国章損壊罪（刑法92条）との均衡を訴えてもいますが法の目的が異なります。いずれも立法の根拠にはなりません。国旗国歌法制定に当たって政府は、国家の威信の保護の在り方として刑罰をもって強制することが適切かという根本的な問題があることや国旗損壊には器物損壊罪が適用されることを示しています。

「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる」かの判断基準について同党は、「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行う」としています。国旗に対する行為は、個人の思想など内心に基づくものです。行為を罰することは、内心を罰することにほかなりません。捜査機関による恣意的な取り締まりにもつながりかねません。

そもそも日本国憲法は、思想及び良心の自由（第19条）「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護（第21条）「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」を基本的人権として保障しています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」を制定することがないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。